

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２２年９月２４日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(１) 名称

マックスバリュ西条西店

(２) 所在地

東広島市西条町寺家３７９１番地１

２ 変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 藤 本 昭	兵庫県姫路市北条口四丁目４番地
株式会社ハーティウオンツ	代表取締役 福 岡 慎 二	広島市中区八丁堀１１番８号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 藤 本 昭	兵庫県姫路市北条口四丁目４番地
株式会社ハーティウオンツ	代表取締役 福 岡 慎 二	広島市中区八丁堀１１番８号
株式会社からすだ	代表取締役 鳥 田 克 茂	大竹市新町一丁目５番７号
勝原商事株式会社	代表取締役 勝 原 文 紀	三原市港町一丁目８番３３号

3 変更年月日及び変更の理由

(1) 変更年月日

ア 株式会社からすだの入店 平成20年6月20日

イ 勝原商事株式会社の入店 平成21年8月12日

(2) 変更の理由

未定であった店舗の借主が決定したため

4 届出年月日

平成22年9月9日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年9月24日（金）から平成23年1月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成22年12月29日から同月31日まで及び平成23年1月3日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年1月24日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課